

## 令和 8 年度札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付会計予算

令和 8 年度札幌市の母子父子寡婦福祉資金貸付会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 79,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の 4 分の 1 に相当する額と定める。

令和 8 年（2026年）2 月12日提出

札幌市長 秋 元 克 広

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 収 入		79,000 <small>千円</small>
	1 貸 付 金 収 入	64,704
	2 繰 入 金	14,126
	3 繰 越 金	150
	4 諸 収 入	20
歳 入	合 計	79,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金		79,000 <small>千円</small>
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	60,146
	2 諸 支 出 金	18,854
歳 出	合 計	79,000

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 未 収 債 権 回 収	令 和 9 年 度	千円 20,000

